

恵那市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

1. 計画策定の経緯

- 病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、国、都道府県、市町村等の対策に係る行動計画を策定するよう義務付けられました。
- 恵那市新型インフルエンザ等対策行動計画は、政府及び岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえて作成するものであり、市、医療機関、事業者、市民のそれぞれが対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくため必要な事項を定めます。

2. 行動計画の対象とする感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

3. 流行規模及び被害想定

※人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定での推計

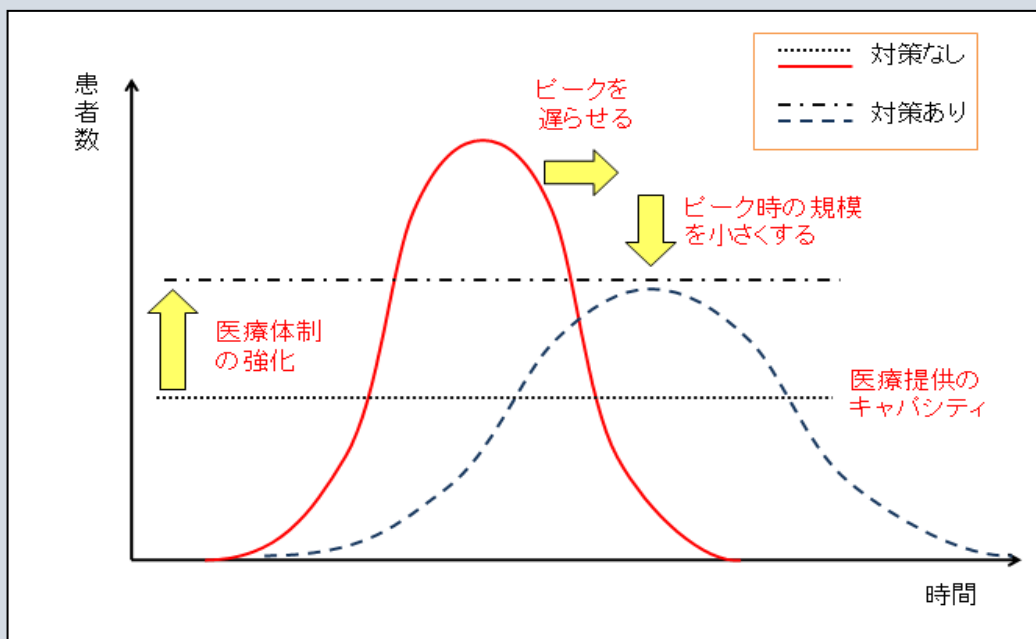
項 目		恵那市	県 内	全 国
流 行 期 間		約 8 週間		
患 者 (人口の 25%)		約 1 万 3 千人	約 52 万人	約 3,200 万人
受 診 者 数		約 5 千人 ～1 万人	約 20 万人 ～約 40 万人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中等度※1 (致命率 0.53%)	入院患者 (1 日当 り最大)	約 200 人 (約 37 人)	約 8,600 人 (約 1,600 人)	約 53 万人 (約 10.1 万人)
	死亡者数	約 70 人	約 2,800 人	約 17 万人
重 度※2 (致命率 2.0%)	入院患者 (1 日当 り最大)	約 810 人 (約 160 人)	約 32,500 人 (約 6,500 人)	約 200 万人 (約 39.9 万人)
	死亡者数	約 260 人	約 10,400 人	約 64 万人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度		

(恵那市 人口 53,327 人 平成 26 年 4 月 1 日現在)

4. 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- 市民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限にとどめるようにします。

<公衆衛生対策のイメージ>



5. 発生段階

	流行状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外または国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県・市内感染期	県・市内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6. 行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

- 恵那市新型インフルエンザ等対策本部を設置

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として取り組みます。

(2) サーベイランス・情報収集

国の各種サーベイランス及び岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより得られるインフルエンザに関する情報の他、WHOなどの国際機関や国内外の専門家が発するインフルエンザに関する様々な情報等の収集に努めます。

(3) 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する情報や発生状況、実施される対策等について情報提供します。

- 市のホームページや広報紙等を活用し、わかりやすく、迅速に情報提供します。

- 市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置し対応します。

(4) 予防・まん延防止

- まん延防止

- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等、基本的な感染予防策の普及を図ります。

- ・ 事業所、学校、保育施設等に対して、感染予防対策の実施を呼びかけます。

- 特定接種

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために、医療従事者や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員等に対し、住民接種に先行して予防接種を行います。

- 住民接種

住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国が決定する優先順位に従って、予防接種を行います。

(5) 医療

- 県の医療体制の整備、確保を推進するための協力を行います。

- 県や医療機関、関係機関と連携して、在宅で療養する患者への支援を行います。

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等時に、市民生活及び経済への影響が最小限となるよう、国や県、関係機関等と連携し対策を行います。
- 市民や事業者に対し、発生時に備え、事前の準備を行うよう働きかけます。

7. 発生段階における対策

	未発生期	県内未発生期	県内発生期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○発生に備えた体制整備 ○国・県と連携した発生に備えた情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内発生に備えた体制整備 ○県等と連携した情報収集体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を抑えるための感染対策の実施 ○適切な医療の提供 ○感染拡大に備えた体制整備
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画の作成・改定 ○連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等緊急事態発生後、直ちに対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の継続 ○
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○発生に備えた正確な情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○発生状況等の積極的な情報収集 ○受診患者数の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○受診患者数の把握 ○感染状況の把握
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な情報提供 ○感染予防策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な媒体を活用した迅速な情報提供 ○相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の継続 ○多様な媒体を活用した適切な情報共有
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域社会での感染対策の啓発 ○特定接種実施体制の構築 ○住民接種実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防策の強化 ○国の方針を踏まえた特定接種の実施 ○予防接種法に基づく住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○発生地域における感染対策の勧奨 ○住民接種の継続 ○住民接種の広報・相談
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○感染期に備えた医療の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○流行予測と病床確保等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅患者の支援 ○臨時の医療施設の開設
市民生活及び市民経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者の状況把握及び支援内容・方法の検討 ○火葬能力等の把握 ○物資・資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連物資等の価格安定 ○生活相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への生活支援 ○遺体の安置施設の確保

	県・市内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の維持に全力を尽す ○健康被害、市民生活及び経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活、経済活動の回復 ○第二波に備えた体制整備
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の継続 ○業務継続計画に基づいた業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の廃止 ○各段階の対策評価と見直し
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況等の把握 ○国、県の調査、情報収集の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○受診患者数の把握
情報提供 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の継続 ○県等と連携した情報収集体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の縮小 ○情報提供体制の再整備
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、事業所、学校等における感染対策の強化 ○住民接種の継続実施 ○住民接種の広報・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた住民接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の調整、確保 ○在宅患者への支援 ○臨時の医療施設の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○県の要請による医療体制の調整
市民生活及び市民経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連物資等の適切な措置 ○埋葬・火葬の特例措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連物資等の価格安定